

市民活動支援の拠点として 『市民協働室』(市民協働センター)を開設

野洲図書館本館内に新たに『市民協働室』(市民協働センター)を開設し、市民サービスセンターにあった市民活動支援の拠点を移設しました。

市民の誰もが気軽に市民活動のできる環境を創り出し、市民の知恵や力をまちづくりに活かす施設です。

市民活動団体の発表や活動の場として、また、情報の交換・収集・発信、相談などの場として、お気軽にご利用ください。

なお、開設は4月4日(火)の午前10時からです。

★市民活動支援

- ①市民活動に関する情報誌「つながり」を毎月発行
- ②市民活動団体の基本情報をホームページに掲載
- ③市民活動団体の交流と発表の場である「やすまる広場」の開催支援
- ④市民活動に関する相談窓口の設置
- ⑤市民活動促進事業

- 市民活動応援講座の開催
- 野洲市市民活動促進補助金やその他助成制度の案内

⑥貸館業務

野洲図書館の貸館に関する申請先が、図書館事務室から市民協働室に変更となりました。手続き方法は今までと同じです。



野洲図書館本館内に開設する
『市民協働室』(市民協働センター)

★市民生活相談や自治会への対応

平日、市役所にお越しいただけない人のために、土曜・日曜日にも市民生活相談や自治会からの簡易な相談対応、書類の受け取りなどの業務を行います。

いただいた相談内容によっては、関係機関に確認後、後日、改めて連絡をさせていただく場合があります。

また、協働推進課とは、自治会や市民活動団体の取り組み活動を共有し、連携を図ります。

問い合わせ…市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976、Eメールsiminkyoudou@city.yasu.lg.jp

住 所：〒520-2315 野洲市辻町410番地

開館時間：午前10時～午後6時(貸館は午後5時まで)

休 館 日：毎週月曜日、祝日、年末年始(野洲図書館の開館時間・休館日に準ずる)



～おもしろい心でみんなでつながろう やすまるの輪～ 第15回 やすまる広場2023参加団体(個人)を募集中!

6月4日(日)開催予定の「やすまる広場」に参加する団体(個人)を募集しています。

「やすまる広場」とは、市民の知恵と力を集めて開催する手作りのお祭りです。市民団体、企業等による活動発表や交流、体験など「親子で楽しめるイベント」が盛りだくさん!自分たちの団体の日ごろの活動などを紹介してみませんか?

※パネルを紹介する団体も募集しています。参加していただける場合は、運営協力もお願いしています。

※出店場所は、実行委員会で調整します。

※「やすまる広場」のイベント概要は「広報やす」5月号に掲載します。

申し込み・問い合わせ…4月19日(水)までにやすまる広場実行委員会(市民協働室内)

☎518-0556、FAX587-5976、Eメールsiminkyoudou@city.yasu.lg.jp



審議会・委員会の委員を公募します

総合計画審議会

市では、土地利用の構想を見直すため、第2次野洲市総合計画の一部見直しを行います。

今回、学識経験者や関係団体の代表者の皆さんとともに審議をしていただく「野洲市総合計画審議会」の委員を募集します。

任 期…委嘱の日～令和6年3月31日 募集人数…2人以内

応募資格…次の①②に該当する人

- ①令和5年4月1日現在、満18歳以上の市内在住・在勤者
- ②年2回開催する（平日の日中、2時間程度）審議会に出席できる人

応募・問い合わせ…4月14日(金)までに住所または勤務先、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「応募動機」および「私の望む便利で暮らしやすいまちについて」（合わせて800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで企画調整課（〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1）☎587-6039、FAX586-2200、Eメールkikaku@city.yasu.lg.jp

まちづくり

基本条例推進委員会

市では、市民の皆さんとともに野洲市市民憲章および花鳥木の制定について審議していただく「まちづくり基本条例推進委員会」の委員を募集します。

任 期…委嘱の日～令和6年3月31日

募集人数…2人以内

応募資格…次の①②に該当する人

- ①令和5年4月1日現在、満18歳以上の市内在住者
- ②年4回程度開催する（平日の日中、2時間程度）委員会に出席できる人

応募・問い合わせ…4月21日(金)までに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、「野洲市のまちづくりについての提言・意見」（1,000字程度／様式自由）を添えて郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで協働推進課（〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1）☎587-6043、FAX587-4033、Eメールkyodosuishin@city.yasu.lg.jp

地域福祉計画

推進委員会

市では、市の福祉を総合的に進めていくための計画として、第3期野洲市地域福祉基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）を策定しました。計画の推進のため審議していただく「野洲市地域福祉計画推進委員会」の委員を募集します。

誰もが地域で安心して生活をしていくうえでの「福祉」について一緒に考えてみませんか。

任 期…委嘱の日～令和7年3月31日

募集人数…1人程度

応募資格…次の①②に該当する人

- ①令和5年4月1日現在、満18歳以上の市内在住者
- ②年2回程度開催する（平日の日中、2時間程度）委員会に出席できる人

応募・問い合わせ…5月1日(月)までに住所、氏名、年齢、電話番号、応募動機を記入の上、「私の考える【おたがいさま】と【少しのおせっかい】」または、「野洲市のこれからの地域福祉について」（1,200字以内／様式自由）を添えて郵送、ファックス、Eメールまたは持参のいずれかで社会福祉課（〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1）☎587-6024、FAX586-2177、Eメールsyakai@city.yasu.lg.jp

※選考は、レポート等を総合的に審査して行います。
 ※選考結果は、応募者全員に通知します。提出書類は返却しません。
 ※委員会への出席者には報酬をお支払いします。

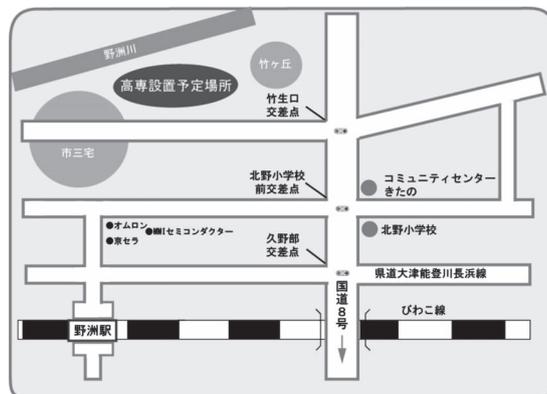
滋賀県立の高等専門学校(高専)は 令和10年開校予定となりました

県立高等専門学校(高専)については、昨年9月に本市の市三宅地先に設置されることが決定したところですが、今般、県が整備スケジュールを精査した結果、施設整備およびカリキュラム策定等に当初の想定より期間を要することになり、令和9年度春開校の予定が令和10年度春開校となる見通しとなりました。

現在、高専と河川防災ステーションの一体的な整備に向けて、国や県と一緒に学校づくりを進めています。また、高専設置予定の県有地には貴重な自然が残されていますので、当該県有地で自然保護活動を行われている団体とも協議を行いながら自然の森を活かした学校となるよう県に検討いただいています。

問い合わせ…企画調整課

☎587-6039、FAX586-2200



設置場所

休日の市民課窓口をご利用ください!!

4月2日(日) 午前9時～正午

就職・転勤・入学等による転入・転出など、住所異動の届出が集中するこの時期に合わせて、休日に住民異動等の手続きと、各種証明書やマイナンバーカードの交付を行います。

平日に来庁いただけない人は、この機会をぜひご利用ください。

なお、来庁しなくても転出届出は郵送やオンライン(マイナンバーカードをお持ちの人を含んだ届出の場合のみ)で行うことができます。詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

手続き・交付場所…市民課

取扱業務…▽住民異動(転入、転出、転居等)の受け付け

※マイナンバーカードまたは住基カードによる特例転入や海外からの転入手続き等、受け付けできない場合があります。

▽マイナンバーカードの交付(交付通知書が届いている人のみ、事前予約制)

※マイナポイント申し込みサポートも実施します。

▽マイナンバーカード電子証明書の更新

▽住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本等の各種証明書の発行

※税関係の証明書は発行できません。

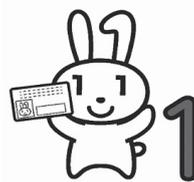
▽印鑑登録

持ち物…お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

※マイナンバー(個人番号)の通知カードや個人番号通知書は、本人確認書類として利用できません。

※マイナンバーカードの交付に係る持ち物については、交付通知書に同封しています書類または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市民課 ☎587-6086、FAX586-3677 ※マイナポイントに関することは総務課(☎587-6038)まで



重要なお知らせ

5月1日(月)・2日(火)は、地方公共団体情報システム機構によるシステム改修のため、一部のマイナンバーカードの電子証明書に関する手続きができません。詳細はお問い合わせください。

令和6年
4月から

使用料の減免基準を見直します

文化・スポーツ施設やコミュニティセンター等の公共施設について、これまで施設ごとに定めていた減免のルールを統一するとともに、利用される方に適切な料金負担をいただくことによって施設を適正に維持し、市民の皆さんに必要なサービスを将来にわたって提供していくため、使用料の減免基準を令和6年4月から見直します。

<公共施設を団体が利用する場合の減免基準>

要件	減免率	
	本体	設備
1. 市の主催または共催によるもの	100%	100%
2. 市が本来行うべき施策や業務を代替・補完する活動であって、市が支援すべきものを行う団体		
3. こどもの教育や健全育成に資する活動であって、市が支援すべきものを行う団体	50%	なし
4. 上記のほか、市内の公共的団体等であって、市が支援すべきものを行う団体		
5. 市内の市民活動登録団体であって、公益的活動を行うものが使用する場合		
6. 施設の設置目的を勘案して特別の事由があると市長が認める場合	100% または50%	上記の 例による

※3については、学校体育施設の本体に限り100%減免とします。

※本体とは部屋やグラウンド等、場所の使用料を指し、設備とは照明や空調、備品等の使用料を指します。

問い合わせ…行財政改革推進室 ☎587-6039、FAX586-2200

「市民活動団体」の再登録をお願いします

令和6年度から上記記事のとおり施設使用料の減免基準が見直しされるに伴い、現在「市民活動団体」に登録している団体については再登録していただく必要があります。

このことから現在登録を行っていただいている団体には関係書類を送付させていただきますので、再登録のご協力をお願いします。

その他、市民活動を行っているすべての団体に対して、順次登録を行っていただくよう進めていく予定です。

問い合わせ…市民協働室 ☎518-0556、FAX587-5976

令和6年
4月から

インターネットで

公共施設の利用予約が

できるようになります

スポーツ施設や会議室等の公共施設を利用いただくにあたり、お持ちのスマートフォンを使って、いつでも、どこからでも利用の予約や空き状況の確認ができるサービスを令和6年4月から導入する予定です。

利用方法や必要な手続き等については、詳細が決定次第、「広報やす」や各施設の窓口等で改めてお知らせします。

問い合わせ…行財政改革推進室 ☎587-6039、FAX586-2200



新型コロナウイルスワクチン接種情報

特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで延長されました。

※このお知らせは3月8日現在のものです。今後、国からの通知により変更する場合があります。

★令和5年度の接種体制

6カ月～4歳

- ◆個別接種実施医療機関にて接種ができます。
※令和4年10月1日生まれ以降の人は、接種券を希望される場合は申請が必要です。

5歳～11歳

- ◆個別接種実施医療機関にて接種ができます。
- ◆追加接種で使用するワクチンが3月8日からオミクロン株対応ワクチンに変更となりました。8月末まで前回の接種日から3カ月空けて1人1回接種できます。
※基礎疾患を有する人は次の12歳以上と同様に、更に春の追加接種を受けられます。
- ◆3回目まで接種済みの人には4回目の接種券を随時送付しています。

12歳以上

- ◆初回接種は個別接種実施医療機関にて接種ができます。
- ◆初回接種済みでオミクロン株対応ワクチン未接種の人の接種は5月7日で終了となります。接種を希望される場合は必ず5月7日までに個別接種実施医療機関で接種してください。

<春の追加接種（5月8日～8月）>

- 使用ワクチン**…オミクロン株対応2価ワクチン
- 接種対象**…初回接種済みで前回の接種日から3カ月以上経過した人で、
 - ①65歳以上の人
 - ②12歳～64歳の人で基礎疾患を有する人、重症化リスクが高いと医師が認める人、重症化リスクが高い人が集まる場所でサービスを提供する人
- 接種券**…オミクロン株対応ワクチンを令和4年度に接種した人で、
 - ▽対象①の人には、4月に順次接種券を送付します。（年齢が高い人から順に送付）
 - ▽12歳～59歳の対象②の人は、接種券を希望される場合は申請が必要です。
 - ※60歳～64歳の人には接種券を送付しますが、接種対象外の人は接種はできません。
- 接種場所**…イオンタウン野洲集団接種会場および個別接種実施医療機関

※イオンタウン野洲集団接種会場は、5月から接種を開始します。詳細は接種券に同封のチラシまたは市ホームページをご覧ください。

※ノバボックスの接種をご希望の人はお問い合わせください。

<秋の追加接種（9月～12月）>

初回接種を終了した5歳以上のすべての人を対象に接種を行います。

詳細は決まり次第お知らせします。



市ホームページ
ワクチン接種情報

問い合わせ…ワクチン接種推進室 ☎588-5007、FAX586-3668、Eメールwakuchin@city.yasu.lg.jp

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の対象と思われる人には、5月中旬に個別通知（はがき）します。接種を希望する人は、実施医療機関に予約の上、接種を受けてください。

対象…次の①②の両方に該当する人

- ①令和5年度に満65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人
- ②過去に一度も高齢者肺炎球菌ワクチンを受けたことがない人

持ち物…はがき、本人確認ができるもの（健康保険証など）、接種費用（2,500円）

※実施医療機関および個別通知が届くまでに接種を希望される人はお問い合わせください。

※過去に自費等で高齢者肺炎球菌ワクチンを受けた人は対象になりません。

問い合わせ…健康推進課 ☎588-1788、FAX586-3668

